

## 練馬区防犯カメラ設置指針検討委員会設置要綱

平成 16 年 7 月 28 日

練危防発第 1061 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、練馬区内における防犯カメラの設置・運営に関し、練馬区防犯カメラ設置指針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、基準となる指針を策定するために、必要な事項を定めるものとする

### (協議事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、つぎの各号に掲げる事項を協議し、区長に報告する。

- (1) 防犯カメラの設置、運用に関すること。
- (2) 画像データの管理に関すること。
- (3) 委員会が策定する指針の適用範囲に関すること。
- (4) その他区長が必要と認めること。

### (組織)

第 3 条 委員会は、法律、社会学または防犯に関する学識を有する者で構成する。

2 委員は区長が委嘱し、5 名以内とする。

3 委員は必要に応じ、互選により委員会の座長を定めることができる。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員会)

第 5 条 委員会は、区長が召集する。

2 委員会は公開とする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

### (庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、危機管理室安全・安心担当課において処理する。

### (補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 28 日から施行する。